

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させていくためには、コンプライアンスとともに経営環境の変化に対応するための組織を形成し、迅速かつ確かな経営意思決定を行うことで、経営の健全性と透明性を維持することを基本と考えております。

なお、当社は、コーポレートガバナンスを強化・充実させるために監査役会を設置し、取締役の業務執行状況の監査、内部監査部門との連携を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社JFLAホールディングス	353,800	20.41
藤田 博章	225,600	13.01
株式会社ダスキン	145,100	8.37
林 昭男	56,600	3.27
藤田 健次郎	43,900	2.53
藤田 竜太郎	43,600	2.52
福室 太郎	37,500	2.16
フジタコーポレーション従業員持株会	31,600	1.82
フジタコーポレーション役員持株会	24,500	1.41
LGT BANK LTD	23,400	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

株式会社JFLAホールディングスは当社の株式の議決権の20.41%を保有するその他の関係会社であります。同社と当社との間で役員2名の受入れがあるものの、当社の事業活動や経営判断に対する制約はありません。なお、同社と当社との間に店舗備品購入等の取引があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齊藤 隆光	他の会社の出身者							○				
松原 淳二	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊藤 隆光		-	他社における取締役であり、また、当社が属する飲食業・小売業に関する知見を有していることから、経営への客観的意見をいただくために適任であると考え、選任しております。
松原 淳二	○	独立役員に指定しております。	当社が属する飲食業に関して、経営者としての幅広い見識と経験を有しており、その豊富な知識・経験を当社に反映していただくために適任であると考え、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から四半期及び期末監査結果報告を受けるだけではなく、必要の都度、相互の情報・意見交換を行って連携を密にしており、また、会計監査人が実施する監査の立会いや講評会に出席し、財務報告及び内部統制の有効性と効率性、改善提案についての説明を受けており、監査の実効性及び効率性の向上を目指しております。

2. 内部監査部門と監査役の連携状況

監査役は、内部統制システムの評価や内部監査の実施状況の報告を適宜受けるとともに、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施しております。

3. 内部監査部門と会計監査人の連携状況

内部統制の有効性と効率性、財務内容の適正開示、リスクマネジメントの検証等について必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行って連携を密にして、監査の実効性及び効率性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
丹治 敏男	他の会社の出身者														○
廣内 克規	他の会社の出身者									○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹治 敏男	○	独立役員に指定しております。	他社における代表取締役であり、豊富な社会常識、経営知識等を有しており、客観性及び中立性をもった経営監視機能を果たすのに適任と考え選任しております。また、当社及び経営者等の特定の利害関係者との取引関係並びに利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
廣内 克規	-		他社における内部監査室長であり、豊富な社会常識、経営知識等を有しており、客観性及び中立性をもった経営監視機能を果たすのに適任と考え選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、現在の報酬限度内で会社の業績等を総合的に勘案し、成果主義に基づき支給額を決定しておりますが、今後はインセンティブ導入について検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告書及び有価証券報告書において開示しており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されております。

以下のURLをご参照下さい。

<http://www.fujitacorp.co.jp/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役)

社外取締役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、総務部を中心に各種情報の提供、取締役会の議題の事前配布、議事録の共有等を行っております。

(社外監査役)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて合理的な範囲で配置し、監査役が指定する補助すべき事項及び期間中は、当該使用人の人事異動、評価、処分等については、監査役会の意見を尊重したうえでを行い、取締役からの独立性を確保する。

監査役は内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができ、指示を受けた内部監査部門の使用人はその指示に関して、監査役に報告する。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
藤田 博章	取締役会長	主に公益的職務への従事	常勤・報酬有	2019/02/28	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

取締役3名、社外取締役2名の5名で構成されております。定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行うとともに、効率的かつ適正に職務執行が行われるための体制の維持・向上を図っております。

2. 監査役会

常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成されております。監査役会は、原則毎月1回開催され、取締役の業務執行状況や重要な意思決定に対する監査を客観的立場より行っております。第三者的立場から不正や誤謬の防止を図り、経営陣の法令遵守の状況を監視するとともに、取引の妥当性等の監査をしております。各監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

3. 業績検討会議

取締役、執行役員、当社の重要な組織の長により構成されております。原則毎月1回開催され、各部門の業績報告のほか、業務の執行状況の確認・共有や諸問題への対応策の協議を行っております。

4. 営業会議

取締役、執行役員、管理職位により構成されております。原則毎週1回開催され、各部門の予算-実績検証、各種事案の進捗状況や営業に関連する情報を共有し、迅速な対応をしております。

5. 内部監査

社長直属部門である内部監査室を設置し、業務執行体制における客観性・公正性をもって内部監査を行っております。

6. 会計監査

当社は、清明監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法監査を受けております。当社の会計業務を執行した公認会計士は、北倉隆一・今村敬であります。継続監査年数については、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役には、当社が属する飲食業・小売業に関する知見を有し、経営への客観的な意見を頂けることが必要であり、また、社外監査役には当社経営陣から独立した立場で幅広い見識と長年の経験を元に、経営監視や適切な助言をしていただく必要があると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知については、当社ホームページに掲載しております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR活動の一環として、インターネットの当社ホームページ上で、決算情報・月次売上推移等の適時開示資料・有価証券報告書及び四半期報告書等の経営情報の開示並びにIRカレンダー・株式情報等を積極的にディスクローズしており、今後も充実を図ってまいります。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	代表取締役社長遠藤大輔がIR担当役員であります。また、企画情報部内にIR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	<p>当社は、情報提供の一環として、インターネットの当社ホームページ上で経営情報などを積極的に情報提供を行うと共に、従業員に対して情報の共有化を目的としたグループウェアを導入し活用しております。</p> <p>〈女性活躍の取組みに関して〉 全社員数に占める女性社員の割合は増加傾向にあり、全社員の2割を超えております。当社の採用基準や賃金は性差による判定要素はありませんので、今後も女性社員が高い意欲を持ち、能力を発揮することができるよう、育児・介護休業や短時間勤務制度等の環境整備の拡充に努め、管理職位・役員の登用についても性差なく行ってまいります。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人は、社訓、経営理念、社是に基づき、法令、定款及び各種規程並びに社会規範を遵守し、職務を執行する。
 - (2) 代表取締役社長直属部門として内部監査室を設置し、被監査部門からの独立性を確保し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況や体制が適切であるかを定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - (3) 監査役は内部監査室との連携を図りつつ、独自の立場で遵守状況や体制が適切であるかを監視し、問題があれば取締役会に報告する。
 - (4) コンプライアンス上疑義のある行為について、使用人等からの通報を受け付ける内部通報制度を設ける。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書取扱規程等に基づいて適切に保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、総務部の協力のもと社内規程を整備し、定期的に見直す。
 - (2) 取締役は毎月1回開催される業績検討会議に出席し、月次業績のレビューと改善策に関する経営のリスクマネジメントについて協議を行い、各部門長へ周知する。
 - (3) リスク情報等については各部門長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、担当部署にて情報共有、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
 - (4) 損失の危険が現実化した場合、又は、新たに生じたリスクについては、迅速かつ適切な対応をする。
4. 当社の取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、原則として全ての取締役及び監査役が出席する定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (2) 取締役会は、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定、経営上の重要事実等の情報共有、業務執行報告を行うとともに、効率かつ適正に職務執行が行われるための体制の維持・向上を図る。
 - (3) 各部門においては、職務権限規程及び職務分掌規程に基づいて権限の移譲を行い、責任を明確にすることで、迅速性及び効率性を確保する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の監督については、関係会社管理規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行について定期的に報告する体制を整備するとともに、当社と常に緊密な連携を保ちつつ、効率的に業務が執行できる体制を整備する。
 - (2) 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営リスクを把握し、当社と連携して管理体制を構築・運用する。
 - (3) 子会社の取締役及び使用人についても当社と同様の規程を適用し、それらが実効性のあるものとして運用されている状態を定着させる。
 - (4) 子会社の内部監査は当社が行い、適正な業務の運営状態を確保する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて合理的な範囲で配置する。監査役が指定する補助すべき事項及び期間中は、当該使用人の人事異動・評価・処分等については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - (2) 監査役は内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた内部監査室の使用人はその指示に関して監査役に報告する。
7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査役に報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるように協力する。
 - (2) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (3) 監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、「内部通報者保護規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。
8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役の監査費用は予め予算を計上しておき、職務の執行について生じる費用の前払、緊急又は臨時に支出した費用については、会社に請求することができる。
 - (2) 監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意する。
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は監査役監査規程、監査役監査基準を定め、独立性・中立性を維持し、監査役監査の実効性を確保する。
 - (2) 監査役(又は監査役会)が取締役、執行役員、内部監査室との間で、定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室が行う内部監査等に同席する。
 - (3) 監査役は法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については会計監査人に意見を求める等、必要な連携を図る。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、内部監査室を中心に財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書及び各種規程を定め、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用状況を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、反社会的勢力又は反社会的勢力と関わりがあると思われる個人又は企業からの不当な要求に対しては、法令及び社内規程に則り、毅然とした姿勢で組織的に対応し、断固として排除する。
- (2) 当社の取引先が反社会的勢力と関わりがある個人、企業等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (3) 反社会的勢力による不当な要求が発生した場合は、適宜警察及び顧問弁護士等の外部機関と連携し有事の際の協力体制を整備・維持する。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

会社情報の適時開示に係る社内体制(概要図)



